

## II 取引指導繭価の設定等

### 1 平成 16 生糸年度における取引指導繭価の設定等と蚕糸政策

#### (1) 取引指導繭価等

繭糸価格安定法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 62 号）の施行により、10 年 4 月 1 日以降、従来の安定価格帯制度は廃止され、繭代の算定の上で、基準となる指標がなくなったことから、農林水産省は、取引指導繭価での農家手取りを確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることが引き続き蚕糸行政の基本であるとの観点から、従来の経緯を踏まえつつ、取引指導繭価の仕組みの運用のルール等を明確化した蚕糸業経営安定対策要綱（平成 10 年 1 月 20 日付け 10 農産第 349 号農林水産事務次官依命通知）を制定して関係者に通知し、その趣旨を徹底させた。

この蚕糸業経営安定対策要綱に基づき、農林水産大臣により平成 16 年 3 月 31 日付けで平成 16 生糸年度における取引指導繭価等（取引指導繭価 1,518 円/生繭 kg、基準繭価 100 円/生繭 kg、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み 40,000 俵、輸入糸調整金単価の水準 330 円/生糸 kg、下位指標価格 3,100 円/生糸 kg、上位指標価格 4,900 円/生糸 kg）が設定された。

（別掲資料 1：蚕糸業経営安定対策要綱の設定について、平成 16 生糸年度における取引指導繭価の設定等について）

第 1 表 取引指導繭価等の推移

（単位：円）

生糸年度 価格	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
上位指標価格	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
下位指標価格	3,600	3,600	3,600	3,100	3,100	3,100
基準繭価	190	190	190	100	100	100
取引指導繭価	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518

(参考) 安定帯価格等の推移

(単位：円)

生糸年度 価格	3	4	5		6		7		8		9
			当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	
安定上位価格	14,800	14,800	13,800	12,400	12,400	10,600	10,600	9,200	9,200	8,700	8,700
安定基準価格	10,400	10,400	10,400	8,400	8,400	7,200	7,200	6,000	6,000	5,500	5,500
基準繭価	1,518	1,518	1,518	1,226	1,226	1,051	1,051	592	592	500	500
取引指導繭価	—	—	—	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518
事業団買入価格	10,300	10,300	10,300	8,300	8,300	7,100	7,100	5,900	5,900	5,400	5,400

(注) 第1表及び(参考)においては

1. 生糸の価格は標準生糸(27中3A格)についてのものである。
2. 基準繭価は、4生糸年度まで繭格2等で生糸量歩合18.5%、5生糸年度より繭格がA格であって生糸量歩合18.5%の繭についてのものである。

## (2) 蚕糸政策

## ア 繭生産対策

近年、繭生産は養蚕農家の高齢化等の要因もあり、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。しかし、養蚕業は、重要な地域特産品として、また、伝統的産業として技術の継承・育成を含めその振興を図ることが重要である。

この現況を踏まえて次の諸対策を積極的に講じることとした。

## (ア) 高品質繭の誘導

高品質繭について一定の加算措置を講じ、高品質な繭への生産誘導を図り、養蚕農家の手取りと生産意欲の向上を図る。

## (イ) 養蚕文化継承地域の育成

養蚕文化継承地域(養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域をいう。)において、3令まで共同飼育した稚蚕を当該地域の養蚕農家に配蚕することにより養蚕作業の省力化・効率化を推進する。

## イ 需要増進対策

近年の厳しい環境下に置かれた蚕糸・絹業の健全な発展を図るため、次の事業を実施することとした。

## (ア) 助成事業の実施

- i シルクに関する広報宣伝資料の作成配布、中央・地方における各種催事等を通じたシルク製品等についての啓蒙普及

- ii ハイブリッドシルク等の新しいシルク素材を利用した製品の研究開発、展示普及
  - iii 地方の特色を生かした地域ブランドシルク製品の展示普及宣伝及び流通・販路の開拓
  - iv 生糸・絹の需要増進及び絹業の経営安定に資するための、生糸加工品の開発、需要開拓及び販路拡大活動
  - v 川上から川下まで一体となった国産シルクの消費促進活動のための「日本の絹」マークの配布及びキャンペーン活動
- (イ) 日本絹業協会のジャパンシルクセンター（千代田区有楽町）における絹製品の展示・販売及び絹の宣伝

#### ウ 輸入対策

16 生糸年度の実需者生糸輸入については、生糸の需給バランスを図りつつ、絹業の経営の安定に配慮して年間割当数量の見込みを 40,000 俵とし、これを基礎として、四半期ごとに需給・価格動向に応じて弾力的に調整（生糸価格が下位指標価格を下回る場合は一定率（20%）を削減し、上位指標価格を上回る場合は一定率（20%）を増加する。）することとした。

#### エ 繭の輸入

繰糸に適する繭（乾繭）の輸入については、7年4月以降のWTO協定の発効に伴い、従来の事前確認制から関税割当制に移行している。仕組みとしては、需給上必要な量（＝関税割当数量）は、無税（8年4月1日より適用）として製糸の操業確保を図る一方、これ以上の量は二次税率（高税率）を適用し、国内生産者を保護することとなった。平成16年度（この場合は4月～3月の事業年度）の輸入乾繭関税割当数量は、1,995トン（国産繭の引取りに対応して配分）に設定・公表されることになった。

#### オ 16 生糸年度の繭価算定方式

15 生糸年度に引き続き「取引指導繭価 1,518 円／生繭 kg」が設けられた。この取引指導繭価の確保を図るため、輸入糸調整金及び蚕糸業経営安定対策交付金を活用した蚕糸業経営安定対策事業の実施を通じて、養蚕農家及び製糸業者の経営の安定を図ることとした。

## 2 平成 17 生糸年度における取引指導繭価の設定等について

平成 10 年 1 月 20 日付けで制定された「蚕糸業経営安定対策要綱」の規定に基づき、農林水産大臣により 17 年 3 月 31 日付けで平成 17 生糸年度における取引指導繭価等（取引指導繭価 1,518 円／生繭 kg、基準繭価 100 円／生繭 kg、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み 40,000 俵、輸入糸調整金単価の水準 190 円／生糸 kg、下位指標価格 3,100 円／生糸 kg、上位指標価格 4,900 円／生糸 kg）が設定された。